

## 令和2年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和2年 12月23日 (水)			
開 催 場 所	役場 第1会議室			
開 催 日 時	令和2年 12月23日 午後 1時 30分 開 会			
	令和2年 12月23日 午後 3時 9分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	6 番	宮嶋 扶喜子
	2 番	平安山 良也	7 番	内間 正樹
	3 番	與那嶺 清	8 番	仲宗根 和盛
	4 番	大竹 恭弘		
欠席委員番号	5 番	大城 司		
議事録署名委員	6 番	宮嶋 扶喜子	8 番	仲宗根 和盛

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和2年度 第9回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>5番 大城 司(おおしろ つかさ)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜(うちまりょう)さん、議事録署名委員には、6番 宮嶋 扶喜子(みやじま ふきこ)委員、8番 仲宗根 和盛(なかそね かずもり)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布について 報告3 その他の報告
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第40号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第41号 非農地証明願いについて 議案第42号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について  以上です。  本日の提案された議案第39号から第43号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが10件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 44分 午後 2時 26分
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>なお、本議案には2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。</p> <p>最初に、整理番号2番について審議・採決を行います。平安山 良也委員は退席をお願いします。</p> <p>（平安山 良也委員退席）</p> <p>平安山 良也委員が退席されましたので、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。</p>	
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>（議案書に基づいて議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>	
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>	
	<p>（質疑なしの声あり）</p>	
議 長	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について異議はございませんか。</p>	

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、平安山 良也委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(平安山 良也委員 着席)</p> <p>続きまして、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び3番を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び3番の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページ・4ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を所有権移転する新規就農者で、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)

議 長	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び3番について異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番及び3番については異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号8から12番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者です。整理番号11番、12番の所有者は借受人の父にあたる人で、承諾をもらっている相続人5名は借受人の兄弟になります。8番、9番の所有者は借受人の兄にあたる人で、10番はいところになります。申請農地は現在、借受人がさとうきびを植えて農地として使っています。農家資格が台帳上ないということで、今回申請があがっています。令和2年12月17日に申請者と面接を行っており、申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>

		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		議案第40号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第41号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは私のほうから議案第41号「非農地証明願いについて」説明いたします。  (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)  以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。
議 長		ただ今、説明がありました議案第41号「非農地証明願いについて」補足説明、ご意見、質疑はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第41号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		議案第41号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について説明いたします。

		<p>(議案書に基づいて議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委	員	<p>議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>
		<p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
		<p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>議案第42号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは、私のほうから議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>



議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。
委 員	面接のときになかったが、喫茶店の駐車場ということで事業計画書の提出はありましたか？また、譲受人の母が経営する喫茶店の駐車場ということだが、名義は息子でもいいのか。県には確認していますか？
事 務 局	隣接地に譲受人の家を建てる予定で管理しやすいように、譲受人の名義にしたいそうです。事業計画書については、現在コロナの影響で営業停止しているので、以前の経営状況で計画を出すとのことです。
委 員	これから事業計画書出すということですか？
事 務 局	県に進達するまでに提出するとのことです。名義についても家族経営ということで、県に確認取れています。
議 長	よろしいでしょうか。議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。  続きまして議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>
委員	<p>これはそのまま面積544㎡でいいですか。</p>
委員	<p>面接のときにも確認したが、分筆して44㎡残すと使い勝手が悪く、畑として今後使わない農地になってしまう。当初は500㎡で申請出されていたが、全部転用するという計画で申請や図面を再提出してもらった。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
(異議なしの声あり)	
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番について議題とします。こちらは同時申請なので一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番については、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号4番及び5番については原案通り可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については、令和2年12月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご意見、質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。          次回の農業委員会総会は令和3年1月27日（水）を予定しています。          これにて令和2年度第9回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 3時 9分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印